

福祉医療費 助成制度を 紹介します

福祉医療費助成制度は、次のとおりです。助成制度の対象と思われる方で、受給されていない方は、お問い合わせください。

なお、ここにあげた制度を利用するには、子育て支援医療制度を除き、原則として受給者証の交付を受ける必要があります。

問合せ先 市役所市民窓口グループ

☎52-1111 (内線227・217)

※助成内容は、平成21年4月1日現在のものです。

制度名	資格・要件	所得制限	申請に必要な書類
子ども医療費助成制度	(ア) 出生日から未就学児の 通院および入院 の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (イ) 小学校一年生から中学校卒業までの子どもの 入院費 の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (子ども医療費受給者証は、交付していません。) ※保険者から高額療養費または附加給付などが支払われる場合は、その額を差し引いた金額を助成をします。 ※中学校卒業とは、15歳到達の年度末までのことをいいます。	なし	(ア) の場合 ①子どもの健康保険証 ②印鑑 (イ) の場合 ①子どもの健康保険証 ②印鑑 ③領収書 ④振込先口座番号 ⑤高額療養費・附加給付等支給決定通知書
子育て支援医療費助成制度	小学校一年生から中学校卒業までの子どもの 通院の医療費 (保険診療における自己負担金額の2/3の額)を助成します。 ※ 子育て支援医療費の受給者証は、交付していません。 ※中学校卒業とは、15歳到達の年度末までのことをいいます。	なし	①子どもの健康保険証 ②印鑑 ③領収書 ④振込先口座番号 ⑤支給申請書および支給明細書
母子家庭等医療費助成制度	・母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその母または父、もしくは父母のいない18歳未満の子に 通院および入院 の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 ※18歳未満児童とは、18歳到達の年度末までの児童のことをいいます。	児童扶養手当の所得制限以内の方 ※所得に養育費の8割を合算	①健康保険証 ②印鑑
障害者医療費助成制度	次の方に 通院および入院 の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (ア) 身体障害者手帳1～3級の方 (イ) 身体障害者手帳4級の腎臓機能障害、4～6級の進行性筋萎縮症の方 (ウ) 療育手帳AまたはB判定 (IQ50以下) を受けた方 (エ) 自閉症状群 (高機能自閉症、アスペルガー症候群も含む) と診断された方	なし	①健康保険証 ②印鑑 ③身体障害者手帳、療育手帳など ④(エ) の方 自閉症の診断経験を有する医師による診断書
精神障害者医療費助成制度	次の方に医療費の助成をします。 (ア) 精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (イ) 精神疾患で入院している方で、精神障害者保健福祉手帳3級の方および手帳を所持していない方 ・精神疾患の治療に要する入院費の保険診療における自己負担金額の1/2の額を助成します。 ※ 申請された方が退院し、6か月経過後、再入院した場合は、新たに診断書が必要となります。 (ウ) 障害者自立支援法第58条に基づく自立支援医療を受けている方 ・指定医療機関を受診した場合の保険診療における自己負担金額の金額を助成します。	なし	①健康保険証 ②印鑑 ③(ア) の方 精神障害者保健福祉手帳 (イ) の方 精神科医師による診断書 (ウ) の方 自立支援医療受給者証 ※手帳所持の方 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証
後期高齢者福祉医療費助成制度	高齢者の医療の確保に関する法律による医療を受けることができる者であって、次のいずれかに該当する人は、保険診療における自己負担金額の全額を助成します。 (ア) 障害者医療、精神障害者医療および母子家庭等医療に該当する高齢者 (イ) 公費負担医療受給資格要件該当者 ・精神障害者：精神保健および精神障害者の福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 ・結核患者：結核予防法第29条の規定による命令入院患者と命令入所患者と同等の要件があると知事が認めた方 (ウ) 戦傷病者手帳を保持している高齢者 (エ) 身体的、環境的に恵まれない高齢者 ・ねたきり高齢者または認知症高齢者であり、特別養護老人ホーム入所要件に該当する程度の認知症の状態であって、生活介護を受けていることが3月以上継続している方のうち、その方の主たる生計維持者が市町村民税非課税の方 ・独り暮らしであって市町村民税非課税の方	(ア)・(イ)・(ウ) は、なし (エ) は、市町村民税非課税世帯	①後期高齢者医療被保険者証 ②印鑑